

公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針(総務省、平成 26 年 4 月 22 日、令和 5 年 10 月 10 日改訂)

(略)

第一 総合管理計画に記載すべき事項

(略)

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(略)

(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後当該団体として、更新・統廃合・長寿命化など、どのように公共施設等を管理していくかについて、現状や課題に対する認識を踏まえた基本的な考え方を記載すること。また、将来的なまちづくりの視点から検討を行うとともに、PPP/PFI の活用などの考え方について記載することが望ましいこと。

具体的には、以下の事項について考え方を記載すること。

① 点検・診断等の実施方針

今後の公共施設等の点検・診断等の実施方針について記載すること。

なお、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・更新等を含む老朽化対策等に活かしていくべきであること。

② 維持管理・更新等の実施方針

維持管理・更新等の実施方針(予防保全型維持管理 vii の考え方を取り入れる、トータルコスト viii の縮減・平準化を目指す、必要な施設のみ更新するなど)などを記載すること。更新の方針については、⑧統合や廃止の推進方針との整合性や公共施設等の供用を廃止する場合の考え方について留意すること。

なお、維持管理・更新等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、老朽化対策等に活かしていくべきであること。

③ 安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設等への対処方針等、危険性の高い公共施設等に係る安全確保の実施方針について記載すること。

④ 耐震化の実施方針

公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、必要な公共施設等に係る耐震化の実施方針について記載すること。

⑤ 長寿命化の実施方針

修繕又は予防的修繕等による公共施設等の長寿命化の実施方針について記載すること。

⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定)におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化の推進方針について記載すること。

⑦ 脱炭素化の推進方針

地球温暖化対策計画(令和 3 年 10 月 22 日閣議決定)に即して策定し、又は改訂する地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)第 21 条第 1 項に規定する地方公共団体実行計画(同法第 21 条第 2 項に掲げる事項について定める計画)の内容を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等による脱炭素化の推進方針について記載すること。

⑧ **統合や廃止の推進方針**

公共施設等の利用状況及び耐用年数等を踏まえ、公共施設等の供用を廃止する場合の考え方や、現在の規模や機能を維持したまま更新することは不要と判断される場合等における他の公共施設等との統合の推進方針について記載すること。

なお、検討に当たっては、他目的の公共施設等や民間施設の利用・合築等についても検討することが望ましいこと。

⑨ **数値目標**

計画期間における公共施設の数・延べ床面積等に関する目標、トータルコストの縮減・平準化に関する目標等について、数値目標を記載することが望ましいこと。

⑩ **地方公会計(固定資産台帳等)の活用**

地方公会計の情報、特に固定資産台帳の活用の考え方について記載することが望ましいこと。

⑪ **保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針**

用途廃止された資産や売却可能資産等の活用や処分に関する基本方針について記載することが望ましいこと。

⑫ **広域連携**

複数団体による広域連携の取組について、団体の状況に応じ、記載することが望ましいこと。

⑬ **地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第1項に規定する都市計画、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画、公営企業における経営戦略等の各種計画との整合性や、国が管理する施設との連携の考え方について、団体の状況に応じ、記載することが望ましいこと。

⑭ **総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針**

全職員を対象とした研修や担当職員の技術研修等の実施方針を記載するほか、適正管理に必要な体制について、民間も含めた体制整備の考え方も記載することが望ましいこと。

(略)